



シンガポール: 2020 年個人情報保護法の改正

執筆者: 山中 政人、村田 智美、Melissa Tan、Chin Su Xian

1. 概要

2021 年 1 月 29 日、個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission)(以下「PDPC」といいます。))は、個人情報保護法(2012 年法律第 26 号)(以下「PDPA」といいます。))を改正する 2020 年個人情報保護(改正)法(2020 年法律第 40 号)(以下「PDPA 改正法」といいます。))が、2021 年 2 月 1 日から段階的に施行される旨を公表しました。

主要な改正点は以下のとおりです。

- (a) みなし同意の範囲の拡大
- (b) 個人情報の収集、利用又は開示のための同意取得義務の例外規定の拡充及び変更
- (c) データブリーチ時の通知義務の新設
- (d) 個人情報の誤用に対する処分・罰則の新設
- (e) スパムコントロールに関する改正
- (f) 罰則の強化 (2021 年 2 月 1 日現在未施行)
- (g) データポータビリティ権の新設 (2021 年 2 月 1 日現在未施行)

2. 改正の背景

2012 年に PDPA が制定されて以降、包括的な見直しはなされていみませんでした。デジタル化が進むシンガポール経済のニーズに対処し、グローバル基準の高まりに応えるため、2020 年 5 月、通信情報省(Ministry of Communications and Information)(以下

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

「MCI」といいます。)と PDPC により、PDPA の改正案がパブリックコメントに付されました¹。

MCI と PDPC が 2020 年 11 月 2 日に発表したプレスリリースでも言及されているとおり²、ソーシャルメディア及びオンラインアクティビティの利用の増加により、世界中で利用可能な情報量は急激に増大しています。情報は私達の生活及び社会経済に不可欠なものとなり、消費者は情報を活用したテクノロジーを用いた高度にパーソナライズされたサービスを利用しているため、事業者は、あらゆる種類のデータを責任を持って保護することが期待されています。

このような状況をふまえ、PDPA は、以下の点を目的として改正されました。

- (a) 事業者の説明責任を通じた消費者の信頼と保護の強化
- (b) PDPA の執行の実効性の向上
- (c) 消費者の自律性の向上
- (d) イノベーションのためのデータ活用の推進

3. 主要な改正点

3.1 みなし同意の範囲拡大

PDPA においても、情報主体の同意があったものとみなされる場合(以下「みなし同意」ということがあります。)が規定されていましたが³、今回の改正により、新たに以下の 2 つの場合がみなし同意の場合として追加されました。

- (a) 契約上の必要性によるみなし同意: 個人情報の利用及び開示について、情報主体と事業者の間の契約又は取引の締結又は履行のために個人情報が合理的に必要な場合、同意があったものとみなされます。例えば、情報主体と事業者との間の契約又は取引の締結又は履行のために、個人情報の利用又は開示が合理的に必要な場合に、当該事業者から他の川下の事業者に対して個人情報を開示する場合があります⁴。
- (b) 通知によるみなし同意: 個人情報の収集、利用及び開示について、(i)事業者が、当該情報主体がオプトアウトするための合理的な期間を設け、当該処理の目的について適切な通知を行い、かつ、(ii)当該情報主体が当該期間内にオプトアウトしなかった場合、同意があったものとみなされます⁵。このみなし同意が適用されるためには、事業者は、以下の全てを行う必要があります。
 - (i) 個人情報の収集、利用又は開示が情報主体へ悪影響を生じさせる可能性が低いことを判断するためのアセスメントを行う。
 - (ii) 情報主体に提供される通知が十分であることを確実にするために合理的な措置を講じる。
 - (iii) 合理的なオプトアウト期間を設ける。

¹ 直近のパブリックコメントは、2020 年 5 月 14 日から 2020 年 5 月 28 日にかけて行われています。過去には、2017 年から 2019 年にかけて、個別の、PDPC は 3 回のパブリックコメントを実施しています。

² <https://www.mci.gov.sg/pressroom/news-and-stories/pressroom/2020/11/amendments-to-the-personal-data-protection-act-and-spam-control-act-passed>

³ 改正前、PDPA 第 15 条では、一般的に、情報主体の個人情報の収集、利用及び開示について、(a)情報主体が、当該目的のために、事業者に個人情報を自発的に提供し、かつ(b)情報主体が当該行為を行うことが合理的である場合、本人からの同意があったものとみなされると定めていました。

⁴ PDPC 発行による PDPA の主要概念についてのガイドライン(2021 年 2 月 1 日改訂)(<https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/AG-on-Key-Concepts/Advisory-Guidelines-on-Key-Concepts-in-the-PDPA-1-Feb-2021.pdf?la=en>)以下「PDPA ガイドライン」という)第 12.22 項。

⁵ PDPA ガイドライン第 12.23 項から第 12.26 項。

事業者は、自らが通知によるみなし同意に依拠する期間中、実施済みのアセスメントの写しを保持することが必要です。通知によるみなし同意は、特に、情報収集の時点で情報主体が予め同意していない目的のために個人情報を利用又は開示することを希望する事業者にとって特に有用と考えられます。

3.2 個人情報の収集、利用又は開示のための同意取得義務の例外規定の拡充及び改訂

PDPA では、原則として、事業者が個人情報の収集、利用又は開示するためには情報主体から同意を取得することが義務づけられていますが、PDPA 第 1 スケジュール及び第 2 スケジュール(改正前は、(旧)第 2 スケジュール、第 3 スケジュール及び第 4 スケジュール)に定める例外に該当する場合には、かかる同意の取得が不要です。

PDPA 改正法では、個人情報の収集、利用又は開示のための同意取得義務の例外として、以下の 2 つの場合が新設されています。

- (a) 正当な利益による例外: 正当な利益を保護する必要がある場合、個人情報の収集、利用又は開示に関する同意は必要ありません。正当な利益は、情報主体が被る不利益を上回らなければならない、事業者が「正当な利益」の例外に依拠する場合には、一定の要件(所定のリスク及び影響アセスメントの実施など)を満たす必要があります⁶。
- (b) 事業改善のための例外: 以下のいずれかの目的で事業者が個人情報を利用する場合、個人から同意を取得する必要はありません。
 - (i) 新しい商品又はサービスの改善、品質向上又は開発
 - (ii) 事業者の商品又はサービスに関する事業運営のための新しい方法又はプロセスの改善、品質向上又は開発
 - (iii) 事業者が提供する商品又はサービスに関する情報主体の行動パターン及び選好の把握及び理解
 - (iv) 個人に適した商品若しくはサービスの特定、又は当該個人のための商品若しくはサービスのパーソナライズ若しくはカスタマイズ

この例外に依拠するためには、個人が識別可能な形式で個人情報を利用しなければ合理的に目的を達成することができないこと、及び当該目的のための事業者による個人情報の利用が、合理的な者が適切と考えるであろう利用であることなどの条件を満たすことが必要です⁷。

この例外は、個人情報の利用に限って適用されるものであり、個人情報の収集又は開示には適用されません。

上記の 2 つの例外が追加されたほか、既存の例外規定についても改正がなされています。

- (a) 調査目的の例外に関する条件の追加: (i)情報主体に影響を及ぼす決定を行うために調査結果を利用してはならないこと、及び(ii)調査結果を公表する場合、事業者は、情報主体を特定しない形式で行わなければならないという条件が追加されました⁸。
- (b) 事業資産取引⁹の例外の範囲の拡大: 個人情報の範囲に独立請負人の個人情報が含まれることとなり、また、「事業

⁶ PDPA ガイドライン第 12.56 項から第 12.70 項

⁷ PDPA ガイドライン第 12.71 項から第 12.77 項

⁸ PDPA ガイドライン第 12.80 項から第 12.83 項

⁹ 「事業資産取引」を行う場合、事業者は、情報主体からの同意を得ないで自己の従業員、顧客、取締役、役員又は株主の個人情報を開示することができます。改正前は、「事業資産取引」は、ある組織又はその一部の購入、売却、リース、合併(merger or amalgamation)その他買収、処分、融資として定義されていました。

資産取引」の定義が拡大され、組織又はその一部の取得の場合のみならず、組織の持分を取得する場合にもこの例外が適用されることとなりました。

3.3 データブリーチ時の通知義務

PDPA 改正法において、新たに、以下のいずれかに該当する場合には、事業者はデータブリーチを PDPC に通知することが義務づけられました¹⁰。

- (a) データブリーチの影響が及ぶ情報主体に重大な害悪が生じることになる、又は生じる可能性がある場合、又は
- (b) 大規模なデータブリーチである場合。

事業者は、一般的には、30 暦日以内に、発生したと考えられるデータブリーチについて、合理的かつ迅速な方法によりアセスメントを実施する必要があります¹¹。また、他の事業者(公的機関を含みます。)のために、当該事業者の目的のために個人情報を処理するデータ仲介業者は、不合理に遅れることなく、検出されたデータブリーチについて、他の事業者に通知する必要があります。

データブリーチが通知義務のあるブリーチであるかを判断するにあたっては、以下の基準が定められています¹²。

- (a) データブリーチが重大な個人情報に関するものである場合、データブリーチの影響が及ぶ情報主体に重大な害悪を生じさせるとみなされます。具体的には、当該個人情報が、(i)情報主体の名前若しくは仮名又は ID 番号とともに、脆弱な情報主体の識別、保険情報、財務情報、特定の医療情報等の所定の情報を含む場合、又は(ii)銀行又は金融機関に保有する口座についての、情報主体の口座名、パスワード又はその他のアクセスコード若しくはデータである場合が挙げられています¹³。
- (b) 大規模なデータブリーチとは、500 人以上の情報主体についてデータブリーチが生じた場合とされています¹⁴。

事業者は、実行可能な限り速やかに、かつ、データブリーチについて通知義務があるとアセスメントされた後 3 暦日以内に、PDPC に通知する必要があります。また、影響が及ぶ情報主体(必要な場合)への通知についても、PDPC への通知と同時に、又は PDPC への通知後、実行可能な限り速やかに行う必要があります。

上記にかかわらず、事業者は、データブリーチが影響が及ぶ情報主体に重大な害悪をもたらす可能性が低いと考えられる以下のいずれかの例外に該当する場合、影響が及ぶ情報主体に通知する必要はありません¹⁵(ただし、PDPC への通知は必要です)。

- (a) 是正措置の例外: データブリーチが通知義務のあるデータブリーチであるとアセスメントした時又はその後に、事業者又はそのデータ仲介業者が、適時に是正措置を所定の要件に従って講じている場合。
- (b) テクノロジー上の保護による例外: 通知義務のあるデータブリーチの発生前に権限のない者にその個人情報が認識

¹⁰ PDPA 第 26A 条では、「データブリーチ」とは、(a)個人情報の不正アクセス、収集、利用、開示、コピー、修正又は処分、又は(b)個人情報が保管されている格納媒体又はデバイスの喪失の場合であって、開示、コピー、修正又は処分が発生する可能性のある場合と定義されています。

¹¹ PDPC ガイドライン第 20.3 項から第 20.5 項

¹² 2021 年個人情報保護(データブリーチ通知)規則第 3 条及び第 4 条 (<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S64-2021/Published/20210129?DocDate=20210129>)。

¹³ PDPA ガイドライン第 20.13 項から第 20.18 項

¹⁴ PDPA ガイドライン第 20.19 項から第 20.21 項

¹⁵ PDPA 第 26D 条第 5 項及び PDPA ガイドライン第 20.26 項から第 20.31 項

不能又はアクセスできないよう、適切な技術的措置(暗号化、パスワード保護など)が講じられている場合。

3.4 個人情報の誤用に係る新たな罰則

PDPA 改正法において、事業者(公的機関を含む。)が保有又は支配している個人情報の悪質な誤用について、新たに罰則などが設けられました¹⁶。

以下のいずれかに該当し有罪とされた者は、5,000 シンガポールドル以下の罰金及び／又は 2 年以下の禁錮刑に処せられます。

- (a) 故意又は過失により、個人情報を事業者又は公的機関の許可を得ずに開示した場合。
- (b) 故意又は過失により、不正な利益を得るため又は不正な損失を与えるため、個人情報を不適切に使用した場合。
- (c) 故意又は過失により、事業者又は公的機関の許可を得ず、匿名化されている情報を再識別化した場合。

3.5 スпамコントロールに関する改正

PDPA 及びスパムコントロール法(シンガポール法第 311A 章)(以下「SCA」といいます。)で定められている、商業上の迷惑メッセージを管理する制度についても以下のとおり改正が行われました。

- (a) 辞書攻撃¹⁷及びアドレス・ハーベスティング・ソフトウェア¹⁸の利用によって得られた電話番号への特定のメッセージの送信の禁止
- (b) Do Not Call 登録簿の確認を受託している第三者に対して、確認結果について正確な情報を委託者である事業者に伝えるよう義務づけ
- (c) SCA の対象範囲を、テレグラムや WeChat などのインスタントメッセージ(以下「IM」といいます。)プラットフォームを經由して IM アカウントに送信されるメッセージにも拡大

3.6 罰則の強化

この点は 2021 年 2 月 1 日現在まだ施行されていませんが、2022 年 2 月 1 日までに実施される見込みです。

PDPA に違反している事業者に科される可能性のある制裁金が増額されます。現行法における制裁金の上限は 100 万シンガポールドルですが、新規定の発効後、制裁金は、100 万シンガポールドル又はシンガポールにおける事業者の年間売上高の 10% のいずれか高い方の金額となります。

3.7 データポータビリティ権¹⁹

この点は 2021 年 2 月 1 日現在まだ施行されていませんが、近い将来施行される見込みです。

情報主体には、データポータビリティ権という新たな権利が付与されることとなります。情報主体は、以下の条件が満たされる場合に、データポータビリティ権を行使することにより、事業者が保有する自己の個人情報を、他の事業者に移転するよう要求することができます。

- (a) 該当する情報は、電子的な方式で保有されている、情報主体が提供したデータ及び情報主体の活動情報であること。

¹⁶ PDPA 第 IXB 編及び PDPA ガイドライン第 22 項から第 23 項

¹⁷ 多数の配列の中に数字を組み合わせることにより、あり得そうな電話番号を自動的に創出する方法により、特定の電話番号を取得する方法。

¹⁸ (a)インターネットで、電話番号等を見つけ出すため、又は(b)電話番号等を収集、集積、獲得若しくは抽出するため、設計・考案されたソフトウェア。

¹⁹ PDPA 第 VIB 編に新設される予定である。

- (b) 送信義務は派生個人情報²⁰には適用されない。
- (c) 権利を行使する情報主体は、事業者との間に既存の直接の関係性を有している必要がある。
- (d) 受信事業者はシンガポールに拠点がある事業者である。

事業者は、データの移転又はアクセスを要求された個人情報の写しを、要求の拒否後所定の期間(最低 30 暦日)又は情報主体が再検討若しくは異議申立てを行うことができる期間の満了のいずれか遅い方まで、保存することが必要となります²¹。

4. 終わりに

これらの改正をふまえ、既存のポリシーを見直し、個人情報の収集、利用及び開示の実務を見直すことが重要です。事業者には、強固なデータブリーチ保護並びにアセスメントのフレームワーク及び手順を整備し、データブリーチが発生した場合のための適切な保護及び対応を確保することが求められます。また、従業員が改正法に基づく制度を十分に理解するよう、社内での定期的な研修を実施することが推奨されます。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@nishimura.com

2000 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2002 年弁護士登録。
2012 年よりシンガポールをベースにシンガポール、マレーシア、インドネシアにてビジネスを行っている日系クライアントおよび日本に投資をしたい非日系クライアントをサポートしている。



むらた ともみ
村田 智美

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
t.murata@nishimura.com

2010 年弁護士登録。2016-2017 年ハノイ事務所勤務。2019 年 4 月よりシンガポール事務所にて勤務。主として東南アジア地域における日系企業による新規投資、ジョイントベンチャー等の M&A 案件や、一般企業法務その他の日系企業が直面する法律問題に広く携わるほか、建設分野に関する助言も行っている。



メリッサ・タン
Melissa Tan

Bayfront Law (西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所のアライアンス事務所)
ダイレクター melissa.tan@bayfrontlaw.sg

会社法および商法(非訴訟案件)を職務分野とし、特に国内・クロスボーダーの M&A を中心に関与している。また、商業的事項に関する交渉・書類ドラフティングのほか、シンガポール企業に対して法規制・コンプライアンスに関する助言を行う。National University of Singapore 卒業後、シンガポール弁護士に登録。



チン・スー シャン
Chin Su Xian

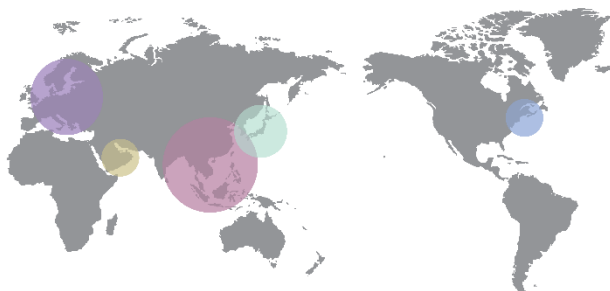
Bayfront Law (西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所のアライアンス事務所)
アソシエイト suxian.chin@bayfrontlaw.sg

アライアンス事務所シニア・アソシエイト。
M&A、コーポレートファイナンス、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、労務を中心に助言している。
University of Tasmania 卒業後、2014 年にシンガポール弁護士に登録。

²⁰ 事業者が、その所有・支配する当該情報主体若しくは他の情報主体についての別の個人情報からその事業を行う中で抽出した情報主体についての個人情報(何らかの所定の手段・方法により事業者が得たものは含まない)

²¹ PDPA 第 22A 条で定められる予定である。また、2021 年個人情報保護規則第 8 条(2021 年 2 月 1 日施行)(<https://sso.agc.gov.sg/SL/PDPA2012-S63-2021?DocDate=20210129&Timeline=On#pr8->)及び PDPC ガイドライン第 15.42 項も参照。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 白杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

顛田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻侑

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。